

「第2次垂井町健康福祉総合計画」策定支援業務仕様書

1 委託業務名

「第2次垂井町健康福祉総合計画」策定支援業務

2 業務の目的

現計画である「垂井町健康福祉総合計画（「第3期垂井町地域福祉計画」、「第9期いきがい長寿やすらぎプラン21」、「第4次垂井町障がい者計画」、「第7期垂井町障がい福祉計画・第3期垂井町障がい児福祉計画」、「第3次健康日本21たるい計画」）」が令和8年度をもって計画期間が終了するため、各計画の進捗状況や計画策定後の社会経済状況等の変化等を踏まえ、見直しを行う。

次期計画では、「第2次垂井町健康福祉総合計画」として（1）第4期垂井町地域福祉計画では新たに成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画を含め、（2）第10期いきがい長寿やすらぎプラン21では新たに認知症施策推進基本計画を含め、（3）第5次垂井町障がい者計画及び第8期垂井町障がい福祉計画・第4期垂井町障がい児福祉計画及び（4）第4次健康日本21たるい計画では新たに自殺対策計画を含めて、一体的に策定するものとする。

本業務は、住民等を対象としたアンケート調査を実施することで、それぞれの分野における現状やニーズについて把握・分析し、基本的な考えを整理したうえで、各計画間の整合性を図り、一体的に策定することを目的とする。

3 一体的に策定する計画の名称と法的根拠及び計画期間

（1）第4期垂井町地域福祉計画

- ・計画：地域福祉計画
成年後見制度利用促進基本計画
再犯防止推進計画
- ・根拠法令：社会福祉法第107条第1項
成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項
再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項
- ・計画期間：令和9年度～令和14年度

（2）第10期いきがい長寿やすらぎプラン21

- ・計画：老人福祉計画
介護保険事業計画
認知症施策推進基本計画
- ・根拠法令：老人福祉法第20条の8第1項
介護保険法第117条第1項
共生社会の実現を推進するための認知症基本法13条第1項
- ・計画期間：令和9年度～令和11年度

(3) 第5次垂井町障がい者計画

- ・計画：障害者計画
- ・根拠法令：障害者基本法第11条第3項
- ・計画期間：令和9年度～令和14年度

第8期垂井町障がい福祉計画・第4期垂井町障がい児福祉計画

- ・計画：障害福祉計画
障害児福祉計画
- ・根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項
児童福祉法第33条の20第1項
- ・計画期間：令和9年度～令和11年度

(4) 第4次健康日本21たるい計画

- ・計画：健康増進計画
食育推進計画
母子保健計画
自殺対策計画
- ・根拠法令：健康増進法第8条第2項
食育基本法第18条第1項
母子保健計画の策定について（平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）
自殺対策基本法第13条第2項
- ・計画期間：令和9年度～令和14年度

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

(1) 総論

令和8年度

ア 総論策定に係る支援業務

- (ア) 各施策における計画間の関連などを整理する。
- (イ) 計画の概要などの総論素案を作成する。

(2) 第4期垂井町地域福祉計画

令和7年度

ア 現状把握と分析業務

- (ア) 既存資料を基に現状の把握・分析を行う。
- (イ) 地域福祉サービスや施策、事業の現況及び動向の整理

- (ウ) 町の概要、地域内社会資源等の把握
- (エ) 上位計画及び関連計画及び国、県の動向等の把握
- (オ) 町の各種計画の整理・把握
- (カ) 過去（平成29年度）に実施したアンケート調査の把握

イ 地域福祉等実態調査業務

- (ア) アンケート調査（web調査併用）を実施し、地域福祉サービスの実態や意見など（成年後見制度及び再犯防止の状況を含む。）を把握し、地域分析・課題抽出等を行う。
- (イ) 男女別、年齢階層別、地区別などの集計を行う。
- (ウ) 自由意見の整理及び内容ごとの分類を行う。
- (エ) アンケート調査の結果を図表化し、分析・課題の抽出と把握を行う。

【アンケート調査の業務内容】

- a 調査票の作成
 - ・住民アンケート調査（web調査併用）・・・1,800部程度
 - ・中学生アンケート調査（web調査併用）・・・250部程度
 - ・福祉関係団体・法人調査・・・・・・・・・・24部程度
 - ・調査票は、紙媒体および電子データ一式をCD-ROMなどの電子媒体に記録し納品する。
- b 調査票の発送・・・1,824部程度
 - ・アンケート調査票（web調査併用）の設計及び印刷は受注者が実施
 - ・宛名シールは発注者が作成し、受注者に渡す
 - ・宛名シール貼付、発信・返信用封筒の準備、調査票等の封入・封緘作業は受注者が実施
 - ・発送作業は受注者が実施
 - ・封入・封緘作業費、発送作業費、郵送料（返信含む。）等は全て委託料に含む。
 - ・配布、回収は郵送（web調査併用）により行うこととし、郵送回収については、受取人後納郵便とする。
- c 調査票の分析・・・900部程度（回収率50%程度 発注者が回収後、受注者渡し（web調査併用））
 - ・単純集計、クロス集計、自由意見を分析し、項目別に分類
- d 調査報告書の作成
 - ・調査結果を図表化して分析した調査結果をアンケート調査報告書としてまとめる。
 - ・アンケート調査報告書は、紙媒体および電子データ一式をCD-ROMなどの電子媒体に記録し納品する。

令和8年度

ア 現状把握と分析業務

- (ア) アンケート調査結果等の分析

- (イ) 上位計画、関連計画、関係法令及び国・県の地域福祉、成年後見制度、再犯防止などの施策の動向等の整理
- (ウ) 第3期計画の取組状況の検証と評価
- (エ) 成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画の内容を踏まえた整理

イ 第4期地域福祉計画策定に係る支援業務

(ア) 計画素案の策定

上位計画及び関連計画等との整合性を図り、住民のニーズ、サービスの給付実績、サービスの提供体制、法改正の状況等を踏まえて、地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を一体的なものとして計画書素案を作成する。

パブリック・コメントでのホームページ掲載用ファイルを作成する。

令和7年度・令和8年度

ア 垂井町地域福祉計画策定懇話会の運営支援（4回程度）

- ・会議資料の原稿データの作成、出席・運営補助、会議録作成

イ その他

- ・厚生労働省や岐阜県から発せられた情報、調査業務及び懇話会運営上急遽必要となる業務に関し、受注者は適宜情報を収集し支援すること。また、発注者からの求めに応じ、専門的なアドバイス等の支援ができる体制を整えること。
- ・計画の改善点やスリム化などを反映するための支援を行うこと。

(3) 第10期いきがい長寿やすらぎプラン21

令和7年度

ア 現状把握と分析業務

- (ア) 既存資料を基に現状の把握・分析を行う。
- (イ) 介護サービスや施策、事業の現状及び動向の整理
- (ウ) 町の概要、地域内社会資源等の把握
- (エ) 上位計画及び関連計画及び国、県の動向等の把握
- (オ) 町の各種計画の整理・把握
- (カ) 過去（令和4年度）に実施したアンケート調査の把握

イ 高齢者等の実態把握調査業務

- (ア) アンケート調査（web調査併用）を実施し、高齢者等の生活状況や健康状態及び在宅での介護状況（認知症の人の状況を含む。）を把握し、地域分析・課題抽出等を行う。
- (イ) 男女別、年齢階層別、介護度別などの集計を行う。
- (ウ) 自由意見の整理及び内容ごとの分類を行う。
- (エ) アンケート調査の結果を図表化し、分析・課題の抽出と把握を行う。

【アンケート調査の業務内容】

- a 調査票の作成

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（web調査併用）
一般高齢者（要介護者以外）・・・1,000部程度
- ・在宅介護実態調査（web調査併用）
要介護・要支援認定者・・・・・・300部程度
- ・介護支援専門員調査（町内）・・・・・・20部程度
- ・町内事業者調査・・・・・・10部程度
- ・調査票は、紙媒体および電子データ一式をCD-ROMなどの電子媒体に記録し納品する。
- b 調査票の発送・・・1,320部程度
 - ・アンケート調査票（web調査併用）の設計及び印刷は受注者が実施
 - ・宛名シールは発注者が作成し、受注者に渡す
 - ・宛名シール貼付、発信・返信用封筒の準備、調査票等の封入・封緘作業は受注者が実施
 - ・発送作業は受注者が実施
 - ・封入・封緘作業費、発送作業費、郵送料（返信含む）等は全て委託料に含む。
 - ・配布、回収は郵送（web調査併用）により行うこととし、郵送回収については、受取人後納郵便とする。
- c 調査票の分析・・・920部程度（回収率70%程度 発注者が回収後、受注者渡し（web調査併用））
 - ・単純集計、クロス集計、自由意見を分析し、項目別に分類
- d 調査報告書の作成
 - ・調査結果を図表化して分析した調査結果をアンケート調査報告書としてまとめる。
 - ・アンケート調査報告書は、紙媒体および電子データ一式をCD-ROMなどの電子媒体に記録し納品する。
 - ・調査項目が地域包括ケア「見える化」システムの現状分析機能において閲覧できる指標となることから、調査結果データについては地域包括ケア「見える化」システム等に取り込めるようデータ変換を行い、CSV ファイルの作成、データ入力及び登録作業を行う。
- e その他調査について
 - ・当計画の策定の際に、厚生労働省が実施を要請している「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」および「介護人材実態調査」については、その調査の実施の可否を検討し、実施する場合は具体的な提案をする。

令和8年度

ア 現状把握と分析業務

- （ア）関係事業者への調査及びアンケート調査結果の分析
- （イ）上位計画、関連計画、関係法令及び国・県の介護保険・高齢福祉施策の動向等の整理

- (ウ) 地域包括ケア「見える化」システムやKDB等を活用した分析、検証の支援
- (エ) 第9期計画の取組状況の検証と評価
- (オ) 認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた整理

イ 第10期いきがい長寿やすらぎプラン21策定に係る支援業務

- (ア) 介護給付費対象サービス見込量等の算出及び保険料水準の推計
地域包括ケア「見える化システム」を活用し、要介護認定者数等の推計を行うとともに、介護給付費対象サービス見込量等の算出、保険料水準の推計を行う。
- (イ) 計画素案の策定
上位計画及び関連計画等との整合性を図り、老人福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進基本計画を一体的なものとして計画書素案を作成する。
パブリック・コメントでのホームページ掲載用ファイルを作成する。

令和7年度・令和8年度

ア 垂井町老人福祉計画等作成審議委員会の運営支援（5回程度）

- ・会議資料の原稿データの作成、出席・運営補助、会議録作成

イ その他

- ・厚生労働省や岐阜県から寄せられた情報、調査業務、保険料改定に係る業務及び委員会運営上急遽必要となる業務に関し、受注者は適宜情報を収集し支援すること。また、発注者からの求めに応じ、専門的なアドバイス等の支援ができる体制を整えること。
- ・計画の改善点やスリム化などを反映するための支援を行うこと。

(4) 第5次垂井町障がい者計画及び第8期垂井町障がい福祉計画・第4期垂井町障がい児福祉計画

令和7年度

ア 現状把握と分析業務

- (ア) 既存資料を基に現状の把握・分析を行う。
- (イ) 障がい福祉サービスや施策、事業の現状及び動向の整理
- (ウ) 町の概要、社会経済的特性や地域内社会資源等の把握
- (エ) 上位計画及び関連計画及び国、県の動向等の把握
- (オ) 町の各種計画の整理・把握
- (カ) 過去（令和元年度）に実施したアンケート調査の把握

イ 障がい者等の実態把握調査業務

- (ア) アンケート調査（web調査併用）を実施し、障害福祉サービスの実態や障がい者等の意見などの把握を行い、分析・課題抽出等を行う。
- (イ) 男女別、年齢階層別、障害等級別などの集計を行う。
- (ウ) 自由意見の整理及び内容ごとの分類を行う。
- (エ) アンケート調査の結果を図表化し、分析・課題の抽出と把握を行う。

【アンケート調査の業務内容】

- a 調査票の作成（web調査併用）
 - ・身体障がい者・・・1,100部程度
 - ・知的障がい者・・・300部程度
 - ・精神障がい者・・・500部程度
 - ・障がい児・・・150部程度
 - ・事業者・団体・・・140部程度
 - ・調査票は、紙媒体および電子データ一式をCD-ROMなどの電子媒体に記録し納品する。
- b 調査票の発送・・・2,190部程度
 - ・アンケート調査票（web調査併用）の設計及び印刷は受注者が実施
 - ・宛名シールは発注者が作成し、受注者に渡す
 - ・宛名シール貼付、発信・返信用封筒の準備、調査票等の封入・封緘作業は受注者が実施
 - ・発送作業は受注者が実施
 - ・封入・封緘作業費、発送作業費、郵送料（返信含む）等は全て委託料に含む。
 - ・配布は郵送により行うこととする。また回収については、郵送（web調査併用）で回答する方法で回収することとする。郵送による回答の場合は受取人後納郵便とする。
- c 調査票の分析・・・1,300部程度（回収率60%程度 発注者が回収後、受注者渡し（web調査併用））
 - ・単純集計、クロス集計、自由意見を分析し、項目別に分類
- d 調査報告書の作成
 - ・調査結果を図表化して分析した調査結果をアンケート調査報告書としてまとめる。
 - ・アンケート調査報告書は、紙媒体および電子データ一式をCD-ROMなどの電子媒体に記録し納品する。

令和8年度

ア 現状把握と分析業務

- （ア） 関係団体及び事業者へのヒアリング調査及び調査結果の分析
- （イ） 上位計画、関連計画及び国・県の障害福祉施策の動向等の整理
- （ウ） 障害福祉に関する法令、条例、規則等整理
- （エ） 障害福祉サービス、児童福祉法に基づくサービス、地域生活支援事業等の利用実績（障害別・サービス別）の分析・整理
- （オ） 実態調査やサービス給付実績を踏まえた現行の第4次垂井町障がい者計画第7期垂井町障がい福祉計画・第3期垂井町障がい児福祉計画の進捗状況の点検・評価、障害福祉サービス等の見込量等の分析・検討

イ 第5次障がい者計画等の策定に係る支援業務

- （ア） 将来推計、サービス等の目標値及び見込量等の設定

現状分析で抽出した課題、町の保管する情報・データ（前年度に実施したアンケート調査の結果、関係団体等へのヒアリング調査の結果等）等を総合的に検証し、計画の見直しや成果目標の設定、見込み量と活動指標及び見込量確保のための方策を設定する。

(イ) 計画素案の策定

国の策定方針や岐阜県障がい者総合支援プランなど関連する計画との整合性を確保すると共に計画書素案を作成する。

パブリック・コメントでのホームページ掲載用ファイルを作成する。

令和7年度・令和8年度

ア 計画策定委員会の会議運営支援（5回程度）

- ・会議資料の原稿データの作成、出席・運営補助、会議録作成

イ その他

- ・厚生労働省から発せられた情報及び岐阜県から行われた指導への対応や、調査業務及び委員会運営上急遽必要となる業務に関し、受注者は適宜情報を収集し支援すること。また、発注者からの求めに応じ、専門的なアドバイス等の支援ができる体制を整えること。
- ・計画の改善点やスリム化などを反映するための支援を行うこと。

(5) 第4次健康日本21たるい計画

令和7年度

ア 現状把握と分析業務

- (ア) 既存資料を基に現状の把握・分析を行う。
- (イ) 健康、食育、母子保健及び自殺対策に関連する施策や動向の整理
- (ウ) 町の概要、地域内社会資源等の把握
- (エ) 上位計画及び関連計画及び国、県の動向等の把握
- (オ) 町の各種計画の整理・把握
- (カ) 過去（令和元年度）に実施したアンケート調査の把握

イ 住民健康基礎調査業務

- (ア) アンケート調査（web調査併用）を実施し、住民の生活習慣や健康などを把握し、地域分析・課題抽出等を行う。
- (イ) 男女別、年齢階層別などの集計を行う。
- (ウ) 自由意見の整理及び内容ごとの分類を行う。
- (エ) アンケート調査の結果を図表化し、分析・課題の抽出と把握を行う。

【アンケート調査の業務内容】

a 調査票の作成

- ・住民アンケート調査（web調査併用）・・・1,800部程度
- ・小学生アンケート調査（web調査併用）・・・185部程度
- ・3歳児の保護者調査・・・・・・・・・・・・・・60部程度

- ・調査票は、紙媒体および電子データ一式を CD-ROM などの電子媒体に記録し納品する。
- b 調査票の発送・・・1,800部程度
 - ・アンケート調査票（web調査併用）の設計及び印刷は受注者が実施
 - ・宛名シールは発注者が作成し、受注者に渡す
 - ・宛名シール貼付、発信・返信用封筒の準備、調査票等の封入・封緘作業は受注者が実施
 - ・発送作業は受注者が実施
 - ・封入・封緘作業費、発送作業費、郵送料（返信含む）等は全て委託料に含む。
 - ・配布、回収は郵送（住民アンケート調査のみ。web調査併用）により行うこととし、郵送回収については、受取人後納郵便とする。
- c 調査票の分析・・・1,055部程度
 - ・住民アンケート調査・・・810部程度（回収率45%程度）
 - ・小学生アンケート調査・・・185部程度（回収率100%程度）
 - ・3歳児の保護者調査・・・60部程度（回収率100%程度）
 - ※発注者が回収後、受注者渡し（web調査併用）
 - ・単純集計、クロス集計、自由意見を分析し、項目別に分類
- d 調査報告書の作成
 - ・調査結果を図表化して分析した調査結果をアンケート調査報告書としてまとめる。
 - ・アンケート調査報告書は、紙媒体および電子データ一式を CD-ROM などの電子媒体に記録し納品する。

令和8年度

ア 現状把握と分析業務

(ア) アンケート調査結果の分析

(イ) 上位計画、関連計画及び国・県の健康増進、食育推進、母子保健及び自殺対策に関する施策の動向等の整理

(ウ) 関係する法令、条例、規則等整理

(エ) 各種健診結果、疾病の状況、人口動態、自殺統計その他既存の調査結果から、住民の健康の現状、地域の状況等の整理、課題の把握

保健事業、医療体制、地域や団体の活動、食育等の取組、その他社会資源等の現状の整理、課題の把握

(オ) アンケート調査結果、各事業の実績等を踏まえた現行の第3次健康日本21たるい計画及び垂井町自殺対策計画の進捗状況の点検・評価、第4次健康日本21たるい計画（自殺対策計画を含む。）の取組の方向を整理する。

イ 第4次健康日本21たるい計画（概要版含む。）策定に係る支援業務

上位計画及び関連計画等との整合性を図り、健康増進計画、食育推進計画、母子保健計画及び自殺対策計画を一体的なものとして計画書素案を作成する。

パブリック・コメントでのホームページ掲載用ファイルを作成する。

概要版（A4版 6項程度 カラー刷り 三つ折り 1,500部）を作成する。

令和7年度・令和8年度

ア 計画策定委員会及び自殺対策推進協議会の会議運営支援（計9回程度）

- ・会議資料作成（計画案、概要版を含む）、出席、運営補助、会議録作成

イ その他

- ・国や県から寄せられた情報、調査業務及び委員会等運営上急遽必要となる業務に関し、受注者は適宜情報を収集し支援すること。また、発注者からの求めに応じ、専門的なアドバイス等の支援ができる体制を整えること。
- ・計画の改善点やスリム化などを反映するための支援を行うこと。

（6） 製本用ファイル等 数量・・・120冊

- ・製本用ファイル（背表紙、中表紙等の表示有、A4判）

総論（A4判 参考：12ページ程度）

第1部 第4期垂井町地域福祉計画（A4判 参考：110ページ程度）

第2部 第10期いきがい長寿やすらぎプラン21（A4判 参考：110ページ程度）

第3部 第1編 第5次垂井町障がい者計画（A4判 参考：110ページ程度）

第2編 第8期垂井町障がい福祉計画・第4期垂井町障がい児福祉計画（A4判 参考：70ページ程度）

第4部 第4次健康日本21たるい計画（A4判 参考：170ページ程度）

6 作業実施計画書等の提出

受注者は、本業務に着手する際に作業工程等を記載した作業計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。また、発注者から進捗状況の報告を請求された場合は、ただちに報告するものとする。

7 成果品

（1）垂井町健康福祉総合計画（A4判）・・・紙媒体1部及び電子媒体

（2）会議録（A4判）・・・紙媒体1部及び電子媒体

（3）製本用ファイル（計画書含む。A4判）・・・120冊

（4）第4次健康日本21たるい計画概要版（A4版 6項程度 カラー刷り 三つ折り）・・・1,500部

※ 電子媒体のデータ形式については別途協議するものとする。

8 支払方法

委託料は、業務完了検査終了後、受注者からの請求に基づき、年度ごとに支払う。

9 秘密の保持

受注者は、業務の遂行にあたり次の対策を実施すること。

(1) 個人情報の保護

個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、垂井町個人情報保護法施行条例、垂井町情報セキュリティポリシー及び関係法令を遵守して取り扱う責務を負い、個人情報の漏洩、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

(3) 目的外使用の禁止及び第三者への提供の禁止

発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(4) 複写及び複製の禁止

業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(5) 事業従事者への教育の実施

受注者は事業従事者に対して、垂井町個人情報保護法施行条例の罰則規定を周知し、在職中及び退職後において、業務による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護のために必要な教育を行い、これらの事項を遵守させなければならない。

(6) 定期的な報告

受注者は、個人情報保護のために必要な教育の実施状況及び個人情報について、発注者の指示に従い、報告しなければならない。

(7) 事故発生時の報告

個人情報の漏洩、滅失、き損、紛失、改ざん等の事故が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従い、遅滞なく書面で提出しなければならない。

(8) 損害の負担

当情報セキュリティポリシーに違反した場合、生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)について、受注者がすべての責を負う。

10 再委託等の禁止

受注者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ発注者が認めた場合はこの限りではない。

11 業務に必要な設備及び物品等の調達等について

(1) 業務従事スペース

業務従事スペースは、業務受注者が用意するものとする。

(2) 機器等

業務を遂行するうえで必要となるパソコン、通信設備等の機器類は、受注者が用意するものとする。

(3) 消耗品

業務を遂行するうえで必要となる消耗品は、受注者が用意するものとする。

12 その他

(1) 関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

(2) 打合せ

受注者は、発注者の担当者と緊密な連携をとり、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

(3) 業務の補償

業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受注者の瑕疵で町に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

(4) 参考資料等の貸与

本業務において必要となる発注者が保有する資料等は、所定の手続をもって受注者に無償で貸与することとし、業務完了後には、速やかに返却するものとする。

なお、貸与された資料等については、本業務以外への流用は固く禁じ、万一資料等に損害を与えた場合は、受注者が責任を持って修復しなければならない。

(5) 疑義事項

本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記されていない事項については、発注者と協議のうえ、その指示に従わなければならない。なお、協議した内容は、打合せ議事録に記録しなければならない。